

総発第441号
平成24年2月29日

酒田市監査委員 和田邦雄 様
酒田市監査委員 堀 豊明 様

酒田市長 阿部 寿



公の施設の指定管理者及び財政援助団体の
監査結果に対する措置等について

監査結果に対する措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条
第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
観光物産課 H23.7.11 監発第18号	1 眺海の森さんさん 指摘事項 ①経理処理を適正にされたい。 そのために経理ソフトの導入の検討や職員研修の充実を図りたい。 ②包括協定に定める事業計画の提出がなされていない。また、事業報告は必要な事項が未掲載である。協定に則り適正な処理に努められたい。 ③利用料金の設定にかかる承認手続きについて、酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例に則り、適正な処理に努められたい。	①経理ソフトの導入の指導はしたものの、商工会議所での記帳代行を行っていることから、必要な期間の収支状況などはすぐに対応できるため、導入については見合わせることで了解した。ただし、大半の収支状況については、眺海の森さんさんでも把握できるような整理は行っている。 ②今年度の計画書は実施済であり対応できないため、平成24年1月の計画書から提出をするよう指導している。事業報告書については、協定に基づき再提出している。 ③監査以降にチラシなどでの集客策を行う場合は、市と事前相談をし、必要な場合は申請を行うなど適正に処理している。

	要望事項	適切な事業計画を作成し、施設利用者の更なる増、管理経費の縮減など、今後とも経営改善に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の作成はないが、季節ごとの集客イベントや利用料金のチラシ配布を行い、入込増加を図っている。 ・今冬の営業方法について定休日を設けることでの改善（期間中の光熱水費・人件費で20～30%の削減目標）を計画している。
2 悠々の杜温泉施設、悠々の杜直売・食材供給施設、悠々の杜活性化施設			
	指摘事項	<p>①包括協定に定める事業計画の提出がなされていない。協定に則り適正な処理に努められたい。</p> <p>②利用料金の設定、開館時間等の延長、変更の承認について、酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例に則り、適正な処理に努められたい。</p>	<p>①今年度の計画書は実施済みであり対応できないため、平成24年1月の計画書から提出をするよう指導している。</p> <p>②指定管理者から6月9日付で申請を受理、同日付で許可手続きを行った。</p>
	要望事項	適切な事業計画を作成し、施設利用者の増、管理経費の縮減など、今後とも経営改善に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の作成はないが、地域の関連団体連携した集客イベントの実施やチラシ配布等を行い、入込増加を図っている。
3 八森温泉ゆりんこ			
	指摘事項	<p>①包括協定に定める事業計画の提出がなされていない。協定に則り適正な処理に努められたい。</p> <p>②利用料金の設定、開館時間等の延長、変更の承認について、酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例に則り、適正な処理に努められたい。</p>	<p>①今年度の計画書は実施済みであり対応できないため、平成24年1月の計画書から提出をするよう指導している。</p> <p>②監査以降にチラシなどでの集客策を行う場合は、市と事前相談をし、必要な場合は申請を行うなど適正に処理している。</p>
文化スポーツ振興課	1 (財) 酒田市体育協会		
	要望事項	財政の確立について早急に検討し、健全な運営に努められるように要望する。	8月30日、要望事項の対応策を講じるよう指示し、文書で提出を求め、10月5日に以下の報告を受けた。

H23. 8. 29 監発第 27 号			財政の健全化については、酒田の体育振興や組織運営など包括的な検討を加えながら健全化を図っていく。
観光物産課 H23. 8. 29 監発第 27 号	1 (社) 酒田観光物産協会	要望事項 財務状態が債務超過に陥っているが、現状を理事全員で共有するとともに解決策を早急に検討されるよう要望する。	当該団体との情報交換を密に実施している。 10月に財政課、観光物産課、当該団体との財務状況について情報交換を行った(10月5日、10月18日、10月25日実施)。 10月に財務部長、商工観光部長、財政課長、観光物産課長による財政健全化にむけた検討会議を行った。(10月21日実施)。 現段階では、課題解決に向けて、協会・会計事務所・市の三者による検討を始めている。
福祉課 H23. 9. 30 監発第 37 号	1 (社) 酒田市シルバー人材センター	注意事項 諸規程に基づいた事務執行に努めること。	監査日以降、業務に関する意思決定過程の把握できる文書(起案文書)を作成し、理事長、事務局長等上司の決裁をとるよう改善されている。 財務規程に規定されている経理責任者、財務責任者、固定資産管理者の辞令について、4月の定期昇給時に昇給辞令と併せて交付する。 事務局長の休暇申請について、理事長の決裁を取っていなかったが、監査後は理事長の決裁をとっている。 時間外勤務については、2つの文書が作成されているが、そのうちの市の時間外勤務命令簿と同様のものについては集計表の意味合いの理由から監査後も決裁されていなかったが、個々に時間外勤務命令がされている事実を確認する必要性があることや決裁欄が設けてあることから決裁をとるよう指導する。
		要望事項 事務所の統合と公益法人化を見据え、諸規程の整備と経営改善を行うとともに、シルバー人	会員に支払う配分金について、支払期日を明確にするための配分金規程の改正を11月28日の理事会に諮り、8月分に遡って実施。

	<p>材センターの目的が達成されるよう要望する。</p>	<p>臨時職員に対して明確な根拠規程がないにも関わらず期末手当を支給していたことから、一時金という項目を新たに設けた職員給与規程の改正を11月28日の理事会に諮り12月より実施した。併せて臨時職員の給与等の取り扱いに関する詳細な規程を別途定める職員給与規程の改正も理事会に諮り、4月分に遡って実施した。</p> <p>未整備となっていた職員就業規則等の諸規程については、監査日以降それぞれを一本化にするなど、整備を図っているところである。</p> <p>文書の綴り方も、事業別に綴っていたこれまでのやり方を改めるよう、監査日以降取り組んでいる。</p> <p>事務規程の中に支所事務に関することや支所長の権限について規定されていないことについては、平成24年4月に支所は全て廃止し、本所に統合される予定であることから、規程には盛り込まない考えである。</p>
--	------------------------------	---